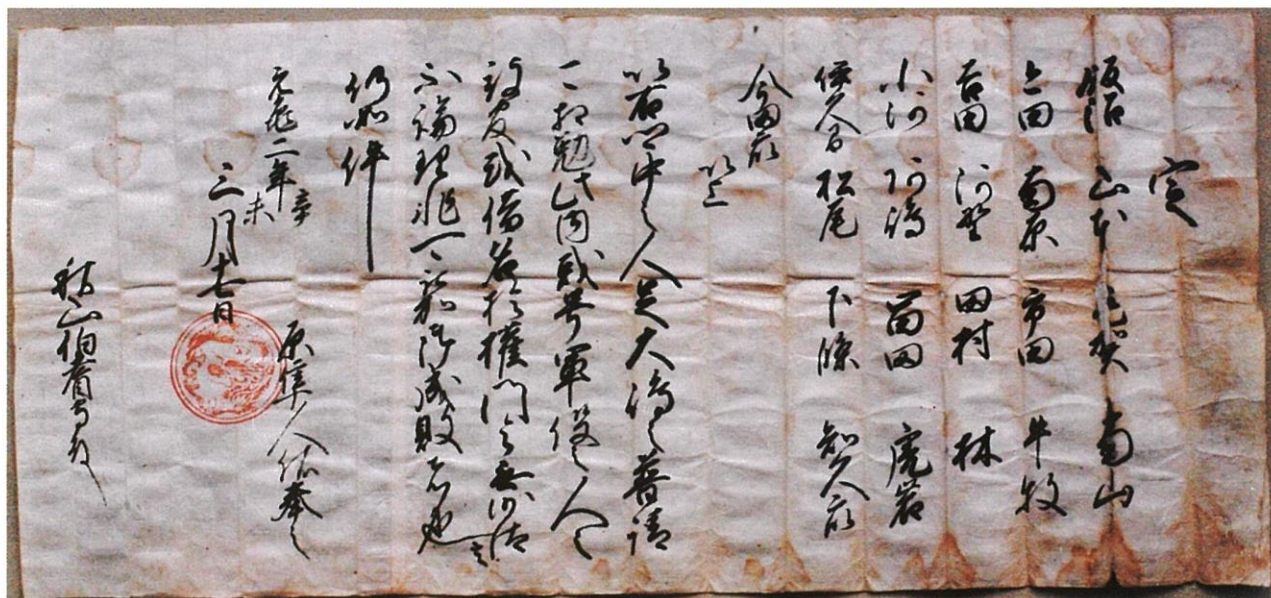


武田氏築城の戦国城郭 伊那大島城



伊那郡十九の郷民と二衆に大島の普請を命じた武田信玄の朱印状 (上田市 工藤みず江蔵)

大島城の位置

大島城跡は松川町南端の古町地籍に所在する。天竜川に面した古町段丘の南端は半島状に氾濫原へ突出しているが、この突出部分に構えられたのが大島城である。城跡の西側一帯は「大島町」と呼ばれた往時の城下町があった古町の平坦面に続き、北から東、南の方向は天竜川に面した段丘崖で、天竜川の激流が裾を洗う断崖絶壁となり、天然の要害に城が構えられたことが理解される。

大島城跡は、東西 360m、南北 225mの範囲で、規模の大きな空堀によって区画された曲輪は三つに分けられ、西より三の丸(三の曲輪)・二の丸(二の曲輪)・本丸(本曲輪)と続き、馬出・井戸曲輪をはじめとする小曲輪を各所に配し、城の防禦性を高めている。



武田信玄の命による城普請

現在残る大島城は戦国時代に武田信玄の命によって構築された。天文23年(1554)8月、下伊那を占領した信玄は在地領主大島氏より摂取した小城砦へ府中深志在番の日向大和守を城将として置き、上伊那の拠点高遠城と下伊那の拠点飯田城の間の連絡・監視の城として戦略的に重要視した。西上作戦敢行に先立つ元亀2年(1571)3月17日、信玄は日向大和守の守る大島城の一大普請を飯田に在城した伊那郡代秋山伯耆守信友に朱印状をもって命じた。大島城を三河侵攻並びに西上作戦敢行のための拠点とし、合わせて織田・徳川軍の侵入に対する本国甲斐の外郭防禦拠点とするためであった。



武田信玄画像 (阿智村 長岳寺蔵)

大島城の普請役について定めた朱印状は『武田信玄下知状』ともいい、大島城の普請にあたり、信玄の命を

奉じた陣馬奉行の原隼人佑昌胤がこの旨を飯田に在城した秋山信友に宛てて差し出したもので、「下伊那十九の郷民と知久・今田の二衆に大島城の普請役を命じる」というものである。

大島の普請に徴用されたのは、天竜川西では、市田・吉田(高森町)、飯沼・松尾・毛賀・山本(飯田市)、下條(下條村)、東では河野・田村・林(豊丘村)、阿島・小河・伊久間・富田(喬木村)、虎岩・南原・今田(飯田市)、南山(飯田市・泰阜村)の十九の郷民と、知久衆・今田衆の二衆で、竜西は今日の高森町から下條村、竜東は同じく豊丘村から泰阜村までの広い範囲である。

「飯沼・山本・毛賀・南山……等、右に掲げた郷中の人足をもって大島の普請を勤めること」、「軍役の人の被官だとか、あるいは権威者に名を借りて普請に出てこない者は、理由の如何を問わず成敗する」という厳しい命令である。「大島の普請」とは、言うまでもなく大島城修築のことであり、普請がいかにか大掛かりで重要であったかということ、信玄が大島城普請に寄せる期待の程が窺える。普請役を負わされたこれらの地域の大部分は近世の村の単位であり、いずれも今日の地域単位としても残っている。信玄により統治単位としての郷が確立していたことが知られる。



知行であった。信玄から大島城普請の命を受けた秋山信友は指示された下伊那十九の郷と二衆に即刻このことを下命したと思われるが、本書はそうした文書ではない。「あれこれ言って大島の普請を無沙汰したり怠けたりする者は、今後これを調べて郷から追放する」、「異議のある者は召捕って大島へ連れて行け」というような意味であるから、信廉の知行所小川郷では大島の普請に対して、動員に応じなかった者が多かったらしい。このことに怒った信廉がこれを改めるよう知行所へ督促したものである。「自余の主人を求むるのみならず、権威を借り云々……」とあるから、武田の御料所、即ち信廉の知行所ということで、小川郷の者たちの中には大島の普請を怠ける者が多かったのであろう。

武田信廉、大島の普請を督促する

大島城普請に関する下知状はもう一通存在する。これは信玄の弟の武田信廉がその知行所である小川郷(喬木村)に宛てたものである。



武田信廉下知状(喬木村 湯沢義朗蔵)

下伊奈の内、逍遙軒知行の小川郷中において、自余の主人を求むるのみならず、権威を借り、大島の惣次の御普請を無沙汰し、郷なみの人役を懈怠致し候ともがら、向後これを改め、かの郷中を追放あるべく、もし違義候ともがらあらば、召し捕り大島へ之を進ずべく候もの也。

三月廿九日 逍遙軒(朱印信綱・花押)

本書は年号を欠くが、大島城普請の命が下されてから十二日後の間もないものであり、その内容より元亀2年であることは誤りない。小川郷は武田氏の御料所で、武田信廉の

信玄の占領地築城

信玄は敵の城を落とすと不要な城は破却し、必要なものは修築したが、要地の城には武田氏独自の縄張りによって城を造り替え、重臣を城代(城将)として置いた。

武田氏の築城で特徴とされるのは丸馬出(まうまだい)と枡形虎口(にぐち)である。丸馬出とは、大手などの虎口(曲輪出入口)の防禦のため、虎口の前面に土塁を伴う半円形の曲輪を設け、この曲輪に沿って弧状の堀(三日月堀)を設けたものである。丸馬出は、敵兵が虎口へ直接取り付けず、また城兵の出入りの安全を確保する効果がある。

枡形虎口とは、虎口と馬出の間に設けられた四角い空間のことで、出撃と収兵を安全にし、さらに虎口に侵入した敵に側面攻撃(横矢)を加える効果等、敵の侵入にも備えたものである。信玄は占領地支配の拠点にこのような特徴を持つ城を築き、ここを軍事・行政・経済の中心とし、城下町を建設した。

無名の城砦が大島の城に

今日残る大島城は武田信玄によって築城されたもので、在地領主大島氏から摂取した小城砦をほとんど新規築城

本丸裾を天竜川に沈める大島城



拠点として「大島の城」と呼ばれるようになった。その結果、北にある城(大島氏の本拠)が北の城と呼ばれるようになったものであろう。無論本来の大島の城は北の城であった。

大島氏時代の城(砦)は現在の本丸部分とみられ(Ⅰ期)、武田氏摂取後、二の丸部分・角馬出部分が拡張され(Ⅱ期)、元亀2年の大修築により三の丸・丸馬出部分が拡張された(Ⅲ期)ものであろう。このことは二の丸・三の丸から、元亀・天正以前の陶磁器が出土しないことから実証される。



本丸建物跡の雨落ち溝と靴脱ぎ石

に近い状態に造り直したものである。武田氏が摂取する以前の大島城、即ち大島氏時代の城は有事に備えた規模の小さな単郭の砦程度のもので、大島氏日常の居城ではなかった。大島氏の居城は大島城北1200mほどに位置する北の城で、鎌倉時代以降、在地領主大島氏の本拠地、即ち大島氏館が時勢とともに城として規模拡張さ

れたものである。相の沢の谷を天嶮の堀に利用し、天竜川氾濫原に面した高度差のある段丘端部に沿って大きく三つの曲輪を並べている。「北の城」の呼び名を考えたとき、基本的には大島城からみた呼称であるから、あくまで大島城が大島郷の中心で、領主大島氏が居城していたかのように考えられてきたが、領内最南端の不便な地、それも本拠大島館(北の城)からさほど距離のない地へわざわざ本拠より規模の小さな城を造って居城とする必然性はない。武田氏によって大島氏の小城砦が拡張・修築され、それに伴って城の前面に城下町的な町屋が形成されると、城は伊那郡の



発掘された大島町の建物跡(下島)

大島町の繁栄

大島氏から摂取した小城に武田の重臣が在番として入り、城に修築が加えられ、武田軍が進駐し、城がこの一帯の軍事的・政略的拠点として機能してくると、やがて小城は「大島の城」、あるいは「大城」(だいじょう)などと呼ばれるようになり、城の前面には自然と人家が集り、町屋が発達してきた。甲斐からの在番の将兵の館や屋敷が作られ、その人たちの消費するあらゆる物資を取扱う商人たちも集まってき、町屋は「大嶋町」と呼ばれるまでに発展した。現古町の大地上には往時の大島町の名残を示す地名が数多く残っている。

まず城に関係する地名には城山・堀端・馬出・門口他があり、町屋や通りを示すものには西大畝町・下町・町・町並・町浦・道端・道添・長畝町・下長通他があり、屋敷等を示すものには垣外・中土井・土井場・田内垣外・北クネ添・屋敷田・城屋敷・殿屋敷他がある。また神社や寺院に関するもの、田畑や水利に関するものも多い。古町の大地上あるいは一段下の下島地籍からは、当時の住まいや墓地をはじめ生活に関する遺構が具体的に発掘され、大島町の賑わいの一端を伝えている。

信玄の西上作戦と大島城

織田信長を打倒し、西上を果たす軍事行動を起こすべく大島城の普請をはじめ諸準備が整った元亀3年(1572)7月ころ、信玄は領国内に大動員令を発した。8月10日、信玄は西上作戦敢行にあたり、作戦中の信濃を織田・徳川連合軍の侵入より守るため、飯田城に進発した保科正俊に宛て二十八ヶ条からなる軍令を発し、御親類衆で勘定奉行の青沼助兵衛に交付させた。二十八ヶ条の軍令の中には、大島城の守備は日向大和守に任せ、大島衆は直参として扱うこと、大島が忠節を尽くせば願い事は何でも叶えること、大島城で必要なものはすべて揃えることなど、大島城に関する命令が多いのが特徴で、信玄がいかに大島城を重要視していたかがわかる。この発令の時点から甲斐・信濃の両国は戦時警戒態勢に入り、とりわけ伊那郡は臨戦態勢が敷かれ、一挙に緊張が高まった。

この軍令状を発した直後、信玄は伊那郡から遠江へ入り、



武田信玄軍令状 (甲府市 武田神社蔵)

三方ヶ原で徳川家康を撃破した。しかしその数ヶ月後、信玄は作戦中に歿してしまい、軍令状に記された約束事は空手形となってしまった。

信長に殺された大島氏



岩村の大将陣、秋山・大島・座光寺の三将を供養する

先に信玄は西上作戦の一環として伊那衆を率い信長の叔母が守る美濃岩村城を攻撃し、攻撃軍の将秋山信友は信長の叔母を調略して自分の妻とし、城を乗っ取っていた。信玄は伊那郡の大島為重らを秋山の援将として岩村城に在番させていた。武田信玄の死後、天正3年(1575)5月、長篠の戦で武田勝頼を破った織田信長は武田軍の実力を見破り、6月、嫡男信忠に岩村城を奪取すべく攻撃を命じた。半年余の籠城戦の末、矢玉の尽きたのを見計らった信長は開城を条件に城兵の助命を約束し、秋山もこれを受け入れた。信長は和睦の会見に現れた秋山夫妻と大島・座光寺の二将を捕縛し、逆さ磔に掛け槍で突き殺した。秋山夫妻、大島・座光寺の二将が殺された岩村城近くの大將陣には、三将の名を刻んだ石碑が立てられている。助命を約束された城兵数百人も、伊那を目指して岩村東の木の実峠に差し掛かったところ、織田の兵により前後を取り囲まれ、すべて焼き殺された。

織田軍の甲信侵攻により落城

武田氏による大修築から11年後の天正10年(1582)2月

16日、織田氏の甲信侵攻により大島城は戦わず自落したことが『信長公記』など多くの史料によって知られる。織田軍の侵攻に備え、武田勝頼は城将日向大和守とおおよそ3000の兵で守る大島城に援将として武田信廉(信玄の弟)を派遣したが、14日、飯田落城を聞き、織田軍先鋒隊の進撃に抗し難いと判断した大島城守備隊は、16日の夜半、城を捨て夜陰に乗じて逃亡してしまった。落城の様子について『信長公記』には、「三位中將信忠卿、岩村より險難箇所をこさせられ、平谷に御陣取り、次の日飯田に至りて御陣大島に移せらるに、御敵日向玄徳齋たてこもり物主なり。小原丹後守、正用軒(逍遙軒)、関東の安中これ等も番手に相加えられ、大島を抱え候。中將信忠卿、御馬を寄せられ候ところ、運を開き難く存知、夜中に廃北なり。三位中將信忠卿、大島に御在城なされ、ここには河尻与兵衛、毛利河内入れおかれ、また御先手飯島へ御移りなり」と詳細に記録されており、『大島嫡流家伝記』には、「大島台城にても飯田落城を聞いて、日向大和入道宗莫、安中、依田、小原等、城を明け敗死す」とある。

織田信長、大島町に禁制を下す

大島落城からおおよそ一ヵ月後、3月15日に飯田へ入った織田信長は、諏訪へ進む途中に大島町へ禁制を下し、この地の治安維持を定めている。

織田軍の伊那郡侵入を聞いた大島町の肝煎りは、織田軍が進駐し住民に災いが及ぶことを恐れ、事前に信長に交渉して「禁制」を発給してもらった。禁制には、いずれの住民にも乱暴・狼藉を働くこと、非難して戻った住民や百姓に災いとなること、分にあらざる課役を申し付けること、判子料・取り継ぎ料・筆料などを取るなど、これらの行為を固く禁止している。逆にみれば、こうした行為は占領地においてはありがちなことであった。町の肝煎りたちは金品を出してこのような禁制を発給してもらった。この金品は戦国大名の軍資金となった。禁制の末尾には信長の朱印「天下布武」が押され、その厳格さを示している。非力な民衆は、こうしたものによって自分たちを守るしかなかった。この信長の禁制は今も大島の宮下家に保存されている。



織田信長禁制 (松川町 宮下亮男蔵)